

報道関係者 各位

令和8年10月29日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

課長 山田 能啓

過重労働特別監督監理官 合田 勝彦

(電話) 045-211-7351

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月9日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

神奈川県労働局では、キャンペーンに先立ち、労働局長から使用者団体等に対し、労使の主体的な取組を促すための要請を行っております。また、労働局長と関東地方整備局が合同で「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減などに向けた取組を視察することとしています。

【取組の内容】

1 周知・啓発

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

開催日時：11月9日（月）13：30～16：30（受付13：00～）

会場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川県労働局監督課（045-211-7351 担当：合田（ごうだ））までご連絡ください。

(2) ポスターの掲示などによる周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、神奈川県労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力要請を行っております。

(2) 労働局長と関東地方整備局が合同でベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

神奈川県労働局長と関東地方整備局が合同で、長時間労働削減など「働き方改革」に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問します。

内 容：働き方改革に積極的に取り組んでいる公共下水道の清掃、調査、補修を主として行っている企業の職場訪問を行い、事業主や従業員との意見交換／社内視察

訪問先： 京浜メンテナンス株式会社

(詳細は別紙参照)

神奈川県川崎市宮前区平四丁目3番4号

訪問日時： 11月20日(金) 14:00から16:00まで(予定)

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川県労働局監督課(045-211-7351、担当：合田)までご連絡ください。

(3) 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

(4) 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月2日(火)、4日(水)、5日(木)及び6日(金)を「過重労働相談受付集中期間」とし、神奈川県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

(5) 特別労働相談を実施します

11月7日(土)に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

11月7日(土) 9:00～17:00 ※労働基準監督官が相談に対応します。

② 労働条件相談ほっとライン(特別労働相談日以外も通年で実施)

電話番号：0120(811)610(フリーダイヤル はい!労働)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

11月7日(土) 9:00～21:00 ※労働条件相談ほっとラインの相談員が対応します。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～12月にオンライン又は会場開催(神奈川県会場は11月12日(木)14:00～16:30)により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンライン開催で実施します。無料でどなたでも参加できます。

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

◎ 大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を促します

長時間労働の要因として、大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような大企業・委託事業者の働き方改革に伴う取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、神奈川県労働局では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、過重労働解消キャンペーンの取組に併せて、「しわ寄せ」防止に係る取組を行います。

・ 使用者団体等への要請

神奈川県労働局長による使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、「しわ寄せ」防止に係る要請を併せて行います。

・ 大企業・委託事業者が遵守すべき関係法令の周知徹底

相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

しごとより、 いのち。

仕事は、たいせつ。でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死等防止のための
活動を行う

民間団体の 相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-036-222



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2026年

11月9日(月)

13:30~16:30 (受付13:00~)

会場

横浜市技能文化会館
多目的ホール

(横浜市中区万代町2丁目4番地7)

特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：神奈川県、横浜市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
神奈川県経営者協会、神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県中小企業団体中央会、
神奈川県経済同友会、日本労働組合総連合会神奈川県連合会、神奈川県労働組合総連合

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

神奈川会場

プログラム

- 〔開会挨拶〕
- 〔神奈川労働局からの現状報告〕
- 〔基調講演〕

「カスタマーハラスメントの現状と課題： 法制化の動向と企業に求められる対応」

池内 裕美 氏（関西大学社会学部 教授）

- 〔過労死を考える家族の会より体験談〕

- 〔取組事例紹介〕

- ① 敷島製パン株式会社
- ② 「自治体現場のカスタマーハラスメントの実態と対策事例について」
全日本自治団体労働組合 法対労安局長 吉村 秀則 氏

- 〔質疑応答〕

- 〔閉会挨拶〕

会場のご案内

横浜市技能文化会館 多目的ホール

（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

- ・JR根岸線「関内駅」南口から徒歩約5分
- ・横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2から徒歩約3分

参加申込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

池内 裕美 氏

関西大学社会学部 教授



関西学院大学大学院商学研究科博士課程前期課程、同大学院社会学研究科博士課程前期・後期課程修了。博士（社会学）。広告デザイン会社勤務、日本学術振興会特別研究員（DC2・PD）を経て、2003年4月関西大学社会学部に専任講師として着任。2011年より現職。専門は社会心理学、消費心理学。主な研究テーマは、過剰なクレームやモノのため込み、買物依存といった「逸脱的消費者行動」（消費者の問題行動）に関する心理的メカニズムの解明。近年は、カスタマーハラスメント対策に関する企業・行政との連携や、自治体における条例制定・対策検討などにも専門委員として携わっている。新聞・テレビ等のメディアへのコメント提供も多数。主な著書に『新版・暮らしの中の社会心理学』（分担執筆、ナカニシヤ出版、2024年）、『消費者行動の心理学―消費者と企業のよりよい関係性―』（分担執筆、北大路書房、2019年）、『消費者心理学』（共編著、勤草書房、2018年）など。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム【参加申込書】

- 次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

2026年度ベストプラクティス選定企業について

選定企業 : 京浜メンテナンス株式会社

神奈川労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

選定事業場紹介 - 会社概要 -



事業場名 : 京浜メンテナンス株式会社

所在地 : 川崎市宮前区平4丁目3番4号

創業 : 昭和57年12月1日（43年）

代表者 : 香田大志郎

資本金 : 4,000万円

従業員数 : 33名（グループ全体59名）

営業品目 : とび・土工、水道施設、土木工事業

活動拠点 : 王禅寺工事事務所（川崎市麻生区）／都筑作業所（横浜市都筑区）

関連企業 : 株式会社京浜クリーン（東京都多摩市）



沿革

- 昭和57年12月 京浜クリーンサービス株式会社として創業
- 平成7年5月 建設業許可を取得
- 平成10年11月 京浜メンテナンス株式会社に社名変更
- 平成17年11月 特定建設業許可に変更
- 平成25年1月 代表取締役社長の交替により現取締役社長就任
- 平成27年8月 川崎市優良業者表彰
- 平成28年9月 ISO9001 ISO14001取得



工事实績

- ・ 古川町地区ほか下水枝線218号工事（川崎市）
- ・ 大師河原下水枝線その1工事（川崎市）
- ・ 府中市公共下水道長寿命化修繕工事（公30-1）（公財）東京都都市づくり公社
- ・ 葛飾区柴又六丁目付近外管渠補修工事（東京都下水道局）

ほか

3

支えるのは街 ライフラインがライフワークだ

京浜メンテナンス株式会社は、公共下水道を
清掃・調査・補修するスペシャリストです。

ライフライン下水道を、サステナブルに生まれ変わらせます。

これからは、社会インフラを維持・管理していく時代。

人と技術の力を合わせ、

今日も下水道を見守りつづけています。



京浜メンテナンス株式会社ホームページより。

4

選定事業場紹介 - 事業内容 -

直す

老朽化した下水管は、漏水したり亀裂が入って最悪の場合に管が割れる恐れがあります。京浜メンテナンス株式会社では近年注目を集めている下水管の中を更生して当初布設したような形に生まれ変わらせるという管更生工法を用いています。



きれいに
する

下水管や水路は一旦詰まったらライフラインとしての機能を発揮できないばかりか、社会問題として取り上げられてその影響は計り知れないものになります。そういった問題を解決するために、さまざまな機械を京浜メンテナンス株式会社は携えています。



調べる

人間が到底入ることの出来ない小さな下水管などに特殊なロボットカメラを挿入して管の中の亀裂や漏水・さまざまな付着物等を発見し、それをカメラに搭載されているビデオから編集して、データを顧客に報告します。



京浜メンテナンス株式会社ホームページより。

5

事業場選定の理由

1. 長時間労働からの脱却
 - ・週休二日制を導入
 - ・労働時間管理の徹底
2. 下水道工事業界のイメージ刷新
 - ・新工法（FFT-S工法等）／新技術の導入
3. 給料水準の向上
 - ・1,000万円も目指せる賃金水準
4. 福利厚生の実充実
 - ・資格取得支援制度（費用全額負担）
 - ・社員旅行

※取材申込につきましては、神奈川県労働局監督課の合田（ごうだ）までご連絡願います。

神奈川県労働局長訪問日：令和8年11月20日（金）14：00～

電話：045-211-7351

メールアドレス：kantokuka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

（当日は公共交通機関でお越し願います。）



6

もう、知らなかったじゃ済まされない

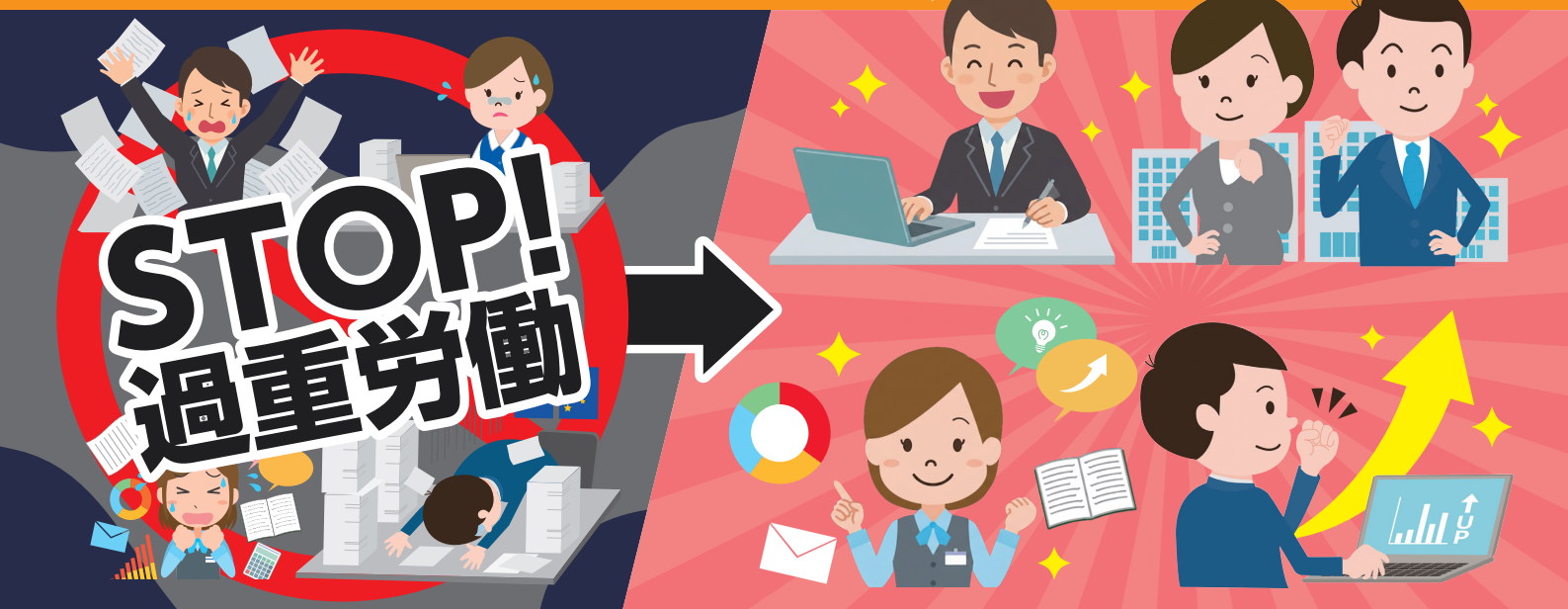
全52回

参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです

☒ 事業主の方 ☒ 管理職の方 ☒ 企業の人事・労務担当者の方



過重労働防止に関する基本ルールや裁判例、企業の取り組み事例など、
明日から使える実務知識をわかりやすく解説します。

開催
日程

2026年10月～2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催
方法

会場開催:47都道府県で各1回開催
1回120分～150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)

特別
企画

業務効率化セミナー

オンライン開催:2回

企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー

検索



厚生労働省

令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勤ビル1階
TEL: 050-5574-5071 (平日9～12時、13～17時受付)
MAIL: shuugyou@spcom.co.jp

過重労働解消のためのセミナーとは・・・

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、
企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインの
ポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、
実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を
解説します。

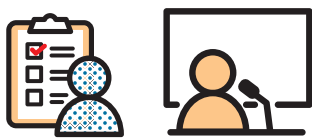
わかりやすく／

マンガで判例を
紹介!!



セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。



法令、ガイドライン等の
ポイント解説



過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例



過重労働解消に関する
企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催 (47都道府県) + ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

無理な取引の「しわ寄せ」を 防止しましょう！

納期短縮？

STOP!
しわ寄せ

予算
据置き？

急な
仕様変更？

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国 48 か所

秘密厳守

匿名相談可能



0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「し寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意! ~「労働時間等設定改善法」より~

- 納期の適正化を図りましょう。
- 発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
- 発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の
労働者の健康障害防止のためにも必要です。



労働時間等見直し
ガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは? ~「振興基準」より~

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者の
よるべき一般的な基準として定められたものです。



「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが 増加してしまった

- ▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を適切に転嫁できる
よう協議しましょう。
- ▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった
場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指しましょう。



労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

- ▶残業代などのコストは委託者が負担しましょう!
- ▶働き方改革を阻害する取引を行わないよう、取引条件を改善しましょう。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、
適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 など

3 発注内容を変更することになってしまった

- ▶不当なやり直しが生じないように配慮しましょう!
- ▶長期発注計画を示すなど、発注の安定化に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和8年11月7日(土)9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン